

社会福祉法人水平会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人水平会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、別表1に定めるものとする。

2 役員等が職務のため出張をしたときは、当法人の旅費規程に基づき旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規程に基づく役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て別に定めることとする。

附 則 この規程は、2017年4月1日より施行する。

別表1（役員等の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
理事・監事	日額 10,000円
評 議 員	日額 10,000円